

# わかやま空き家バンク

和歌山県内にある空き家（店舗を含む）情報を、県外からの移住希望者にウェブサイト上で紹介します。このサイトは全国版の空き家情報サイトと情報共有をしており、より多くの人に情報を届けることができます。

インターネット検索が身近になった現代では、移住希望者が最初に触れる情報源として活用されています。手続きも簡単なので、ぜひご登録ください。

## ●手続きの流れ

①役場担当課に相談 → ②申請書類を提出 → ③行政による現地確認 → ④登録 → ⑤利用希望者との交渉 → ⑥契約

※サイトでは、所有者の個人情報や物件の詳細な所在地は公開されません。

※売買や賃貸することが決定した場合、契約支援を行う「田舎暮らし住宅協力員」をご紹介します（仲介手数料が必要）。

※家賃や販売価格は、所有者が自由に設定できます。

## ●登録費用／無料

## ●サイトURL

<https://www.wakayamagurashi.jp/category/house/>

## 問金屋庁舎産業課・清水行政局産業振興室

空き家の利用を進め、県外からの移住を促進するための支援制度があります。いずれの制度も契約締結後のみ、申し込みが可能です。先行して工事などを行わないようご注意ください。

また、補助対象となる経費にも注意が必要です。制度の利用を検討される際は、必ずご相談ください。

※有田川町では、旧金屋町・清水町地域が対象です。

- 空き家改修補助金（和歌山県実施事業）
  - ・対象者／県外から移住促進市町村（地域）への移住をするにあたり、空き家を改築しようとする人
  - ※申請は、移住者または空き家所有者のいずれかです。
  - ・補助額／改修工事費の3分の2
  - ※上限額 80万円 ※1物件1回限り
- 空き家お片付け支援（和歌山県実施事業）
  - ・対象者／所有物件を「わかやま空き家バンク」に登録している人で、契約が成立し、家財などを撤去する人
  - ・補助金額1物件あたり最大10万円
  - ※1物件1回限り

問和歌山県移住定住促進課  
☎073 - 441 - 2930

## ご提案！ 利活用の方法

住宅は使い続けることで傷む速度を緩やかにすることができ、自分が居住していない場合、第三者に貸すことで、資産価値の

低下を緩やかにする効果や収入の発生が期待できます。

逆に、空き家を所有しているだけでは、修繕費用や固定資産税といった金銭的な負担が生じるようになります。出費をゼロにするには、家を手放すという選択をする

こととなりますが、取り壊すとすると相応の費用負担が必要となります。

一方で、空き家に価値を見出し、利用したいという人は増加傾向にあります。古民家・空き家の雰囲気、周囲の自然環境といった部分

に魅力を感じるようです。

国・都道府県・市町村では、空き家問題や都市部からの移住促進の観点から、「利用＋活用＝利活用」を推進しています。